



日本における幼児教育の改革の動向 及び園長に求められるリーダーシップ

平成28年1月10日(日)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 瀬上 幸

目 次

1. 新たな教育課程の見直しとカリキュラム・マネジメント	2
2. 幼児教育における研究と実践の架橋	14
3. 国における新たな幼児教育リーダー養成	17

1. 新たな教育課程の見直しとカリキュラム・マネジメント

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問（平成26年11月20日）の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶えぬ技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

- 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方
 - これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善
 - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
 - 育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善
- 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
- 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策
 - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
 - 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

中央教育審議会における幼児教育に関する議論について

教育課程企画特別部会 論点整理 抜粋（平成27年8月26日）

(2) 育成すべき資質・能力について

① 育成すべき資質・能力についての基本的な考え方

(資質・能力の要素)

○ これら三要素を議論の出発点としながら、学習する子供の視点に立ち、**育成すべき資質・能力を以下のような三つの柱**（以下「三つの柱」という。）**で整理することが考えられる。教育課程には、発達に応じて、これら三つをそれぞれバランスよくふくらませながら、子供たちが大きく成長していけるようにする役割が期待されており、各教科等の文脈の中で身に付けていく力と、教科横断的に身に付けていく力とを相互に関連付けながら育成していく必要がある。**

i) **「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」**
各教科等に関する個別の知識や技能などであり、身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。基礎的・基本的な知識・技能を着実に獲得しながら、既存の知識・技能と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、知識・技能の定着を図るとともに、社会の様々な場面で活用できる知識・技能として体系化しながら身に付けていくことが重要である。

ii) **「知っていること、できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」**
問題を発見し、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、プロセスを振り返って次の問題発見・解決につなげていくこと（**問題発見・解決**）や、情報を他者と共有しながら、対話や議論を通じて互いの多様な考え方の共通点や相違点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力しながら問題を解決していくこと（**協働的問題解決**）のために**必要な思考力・判断力・表現力等**である。
特に、問題発見・解決のプロセスの中で、以下のような思考・判断・表現を行うことができることが重要である。
・問題発見・解決に必要な情報を収集・蓄積するとともに、既存の知識に加え、必要となる新たな知識・技能を獲得し、知識・技能を適切に組み合わせて、それらを活用しながら問題を解決していくために必要となる思考。
・必要な情報を選択し、解決の方向性や方法を比較・選択し、結論を決定していくために必要な判断や意思決定。
・伝える相手や状況に応じた表現。

iii) **「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」**
上記の i) 及び ii) の資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素であり、以下のような情意や態度等に関わるものが含まれる。
・主体的に学習に取り組む態度も含めた**学びに向かう力**や、**自己の感情や行動を統制する能力**、**自らの思考のプロセス等を客観的に捉える力**など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
・**多様性を尊重する態度と互いのよさを生かして協働する力**、**持続可能な社会づくりに向けた態度**、**リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性等に関するもの。**

(3) 育成すべき資質・能力と、学習指導要領等の構造化の方向性について

②学習活動の示し方や「アクティブ・ラーニング」の意義等

○ **次期改訂の視点は、子供たちが「何を知っているか」だけではなく、「知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」ということであり、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性など情意・態度等に関わるものを全てを、いかに総合的に育んでいくかという点**である。

(指導方法の不断の見直し)

○ 変化を見逃さないこれからの時代において、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を子供たちに育むためには、教員自身が習得・活用・探究といった学習過程全体を見渡し、個々の内容事項を指導することによって育まれる思考力、判断力、表現力等を自覚的に認識しながら、子供たちの変化等を踏まえつつ自ら指導方法を不断に見直し、改善していくことが求められる。

○ このような中で**次期改訂が学習・指導方法について目指すのは、特定の型を普及させることではなく、下記のような視点に立って学び全体を改善し、子供の学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定すること**により、子供たちがこうした学びを経験しながら、自信を育み必要な資質・能力を身に付けていくことができるようにすることである。そうした具体的な学習プロセスは限りなく存在し得るものであり、教員一人一人が、子供たちの発達の段階や発達の特徴、子供の学習スタイルの多様性や教育的ニーズと教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

6

i) **習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。**

新しい知識や技能を習得したり、それを実際に活用して、問題解決に向けた探究活動を行った中で、資質・能力の三つの柱に示す力が総合的に活用・発揮される場面が設定されることが重要である。教員はこのプロセスの中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。

ii) **他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。**

身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教師と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。こうした観点から、前回改訂における各教科等を貫く改善の視点である言語活動の充実も、引き続き重要である。

iii) **子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。**

子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、獲得された知識・技能や育成された資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。子供の学びに向かう力を刺激するためには、実社会や実生活に関わる主題に関する学習を積極的に取り入れていくことや、前回改訂で重視されてきた体験活動の充実を図り、その成果を振り返って次の学びにつなげていくことなども引き続き重要である。

7

4. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策

(1) 「カリキュラム・マネジメント」の重要性

○ 教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。**各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。**

○ 特に、今回の改訂が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通じた取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくかが重要な鍵となる。

(三つの側面)

○ こうした「カリキュラム・マネジメント」については、これまで、教育課程の在り方を不断に見直すという下記②の側面から重視されてきているところであるが、「**社会に開かれた教育課程の実現を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成するという新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、これからの「カリキュラム・マネジメント」については、以下の三つの側面から捉えられる。**

① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。

8

② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。

③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(学校全体としての取組)

○ 「カリキュラム・マネジメント」については、校長又は**園長を中心としつつ、教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体で取り組んでいくことができるよう、学校の組織及び運営についても見直しを図る必要がある。**そのためには、**管理職のみならず全ての教職員がその必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある。**また、学習指導要領等を豊かに読み取りながら、各学校の子供たちの姿や地域の実情等と指導内容を照らし合わせ、**効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や通時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも考えられる。**

○ こうした「カリキュラム・マネジメント」については、**管理職のみならず、全ての教員が責任を持ち、そのために必要な力を、下記(2)に示す支援方策等を通じて、教員一人一人が身に付けられるようにしていくことが必要である。**また、「社会に開かれた教育課程」の観点からは、学校内だけではなく、保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラム・マネジメント」を確立していくことも重要である。

9

(「アクティブ・ラーニング」の視点と運動させた学校経営の展開)

○ なお、2.(3)②に示した「アクティブ・ラーニング」は、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善に留まるものではなく、子供たちの質の高い深い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。また、「カリキュラム・マネジメント」は、学校の組織力を高める観点から、学校の組織及び運営について見直しを迫るものである。

○ その意味において、**次期改訂に向けて提起された「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」は、授業改善や組織運営の改善など、学校の全体的な改善を行うための鍵となる二つの重要な概念として位置付けられるもの**であり、相互の運動を図り、機能させることが大切である。教育課程を核に、授業改善及び組織運営の改善を一體的・全体的に迫ることのできる組織文化の形成を図り、「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」を運動させた学校経営の展開が、それぞれの学校や地域の実態を基に展開されることが求められる。

10

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

① 幼児教育

○ 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、義務教育及びその後の教育の基礎となるものとして、**幼児に育成すべき資質・能力を育む観点から、教育目標・内容と指導方法、評価の在り方を一体として検討する必要がある。**

○ 具体的には、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、また、幼児期において、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等の**いわゆる非認知的能力を育むことがその後の学びと関わる重要な点であると指摘されている**ことを踏まえ、**小学校の各教科等における教育の単純な前倒しにならないよう留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図ることや、幼児教育にふさわしい評価の在り方を検討するなど、幼児教育の特性等に配慮しながらその内容の改善・充実が求められる。**

○ また、**例えば、幼児が音声の響きやリズムに気付くこと、生活に必要な言葉を分かったり使ったりすること、生活の中で様々な色、形などに気付いたり感じたりすること、場面に応じた体の部位を十分に動かすことなどが、小学校以降の生活や学習の基礎につながる**と指摘されていることも踏まえ、**今後の検討において、専門的・具体的に議論を深めていくことが求められる。**その際、幼児一人一人に応じた対応を行うことや、日々の活動が小学校以降の生活や学習の基礎につながっていることを幼稚園の教員が再認識し、意図的に取り組むことなども求められる。

※ 学びの連続性の観点から、幼児期において、音韻の意識や視覚の認知、粗大運動・協調運動・巧緻性等を育むことも重要であるとの指摘があったところである。

11

- そうした幼児教育の改善・充実を図る中で、**小学校教育との接続を一層強化していくことが重要**である。幼児教育と小学校教育の円滑な接続を支援するため、**幼児と児童の交流の推進、指導資料・教材等の開発、幼稚園と小学校の教員の人事交流や教員・行政担当者の研修をはじめとした教員等の資質能力の向上、教育委員会等における幼児教育の推進体制の充実などの条件整備が求められる。**
- そのほか、子供の発達の一貫性を踏まえた幼児教育を充実するために、子供一人一人の多様性への配慮や学校と家庭・地域との連携強化の観点から、**幼稚園における子育ての支援等について、具体的な留意事項の在り方等に関する検討を行う必要がある。**
- なお、**幼児期の教育については、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園で担われていることを踏まえ、これらの全ての施設における全体としての教育の責を確保することが求められる**⁴³。

⁴³ 幼稚園と保育所との関係については、これまでも幼稚園教育要領と保育所保育指針の作成に当たり教育内容の整合性を図っており、今後も引き続き、幼稚園と保育所との連携を深めていく必要がある。また、認定こども園法の規定により、幼稚園型認定こども園教育・保育要領を策定するに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保に配慮しなければならないこととされている。

(参考) 教員の使命と職責

教育基本法(抜粋)

(教員)
 第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と収容に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(幼児期の教育)
 第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

2. 幼児教育における研究と実践の架橋

幼児教育に関する国の調査研究拠点の整備について

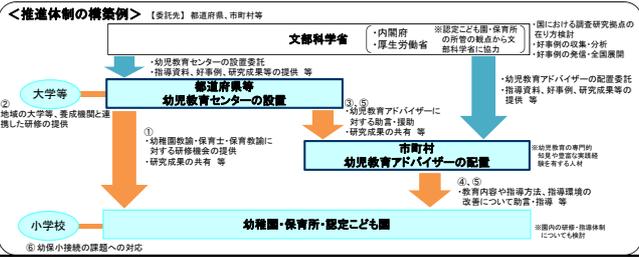
- 近年、諸外国においては、国内の幼児教育の重要性に対する認識の高まりを受け、幼児教育に関する調査研究に国をあげて取り組んでいる。
- 日本においても、質の高い幼児教育を実現するためには、幼児の発達特性や幼児教育の内容・方法に関する科学的・統計的なデータ等のエビデンスに基づいた、実効性のある政策を打ち出すことが必要。
- このため、平成27年8月より、「幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討会議」(座長：無藤隆 白梅学園大学子ども学部教授)を開催し、我が国における幼児教育に関する調査研究拠点(ナショナルセンター)の整備に向けた検討を開始。(平成27年度中に検討会議としての報告書を取りまとめる予定。)
- 「幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討会議」における議論等を踏まえ、国立教育政策研究所においては、幼児教育の観点からより効果的な研究活動を実施するため、平成28年4月より、幼児教育に特化した「幼児教育研究センター(仮称)」を新設する予定。

幼児教育の推進体制構築事業

平成28年度予算規模(案)
203百万円(新設)

- すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。**
- **幼稚園・保育所・認定こども園を通じて、幼児教育の要する質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導・助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、地方公共団体における**幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。****

- ① 都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方
- ② 研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
- ③ 都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方
- ④ 市町村による域内の幼児教育施設への助言・指導の在り方
- ⑤ 助言・指導を行う人材の育成方法
- ⑥ 幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方



3. 国における新たな幼児教育リーダー養成

幼児教育指導者養成研修（平成28年度より新規）

開催日程（予定） 平成28年11月30日～12月2日（3日間）

開催場所 独立行政法人教員研修センター（茨城県つくば市）

研修の背景・必要性

- 幼児教育の重要性の高まり
- 子ども・子育て支援新制度施行（平成27年度）による質の高い幼児教育の全国的な提供の必要性

本研修の対象者（予定）

- 都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当指導主事、教育センターの研修担当指導主事等
- 都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当者
- 幼稚園、保育所、認定こども園の教職員であって、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等として活動を行う予定である者 等

実施する研修内容（予定）

- 幼児教育の最新の動向・知見等を踏まえつつ、指導助言を通じて、各園における教員の指導のレベルを上げるために必要となる知識
- 県内（域内）の市町村等の幼児教育担当者の育成に係る際に必要となる知識

本研修の受講者は、各地域の研修の企画・立案を担い、指導者として各地域での研修を充実することにより、全国での幼児教育の質の向上を図ることが期待される。

※ 研修の対象者、研修内容については検討中のため変更の可能性があること。

※ 詳細については、速く、独立行政法人教員研修センターから、各都道府県等に連絡する本研修実施要項を参照されたいこと。